

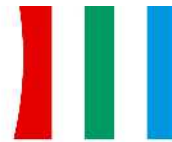
社会保障審議会生活困窮者自立支援
及び生活保護部会（第16回）

令和4年7月8日

資料7

川崎市金銭管理等支援事業について

—生活保護受給者に対する金銭管理等支援の取組と課題—



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

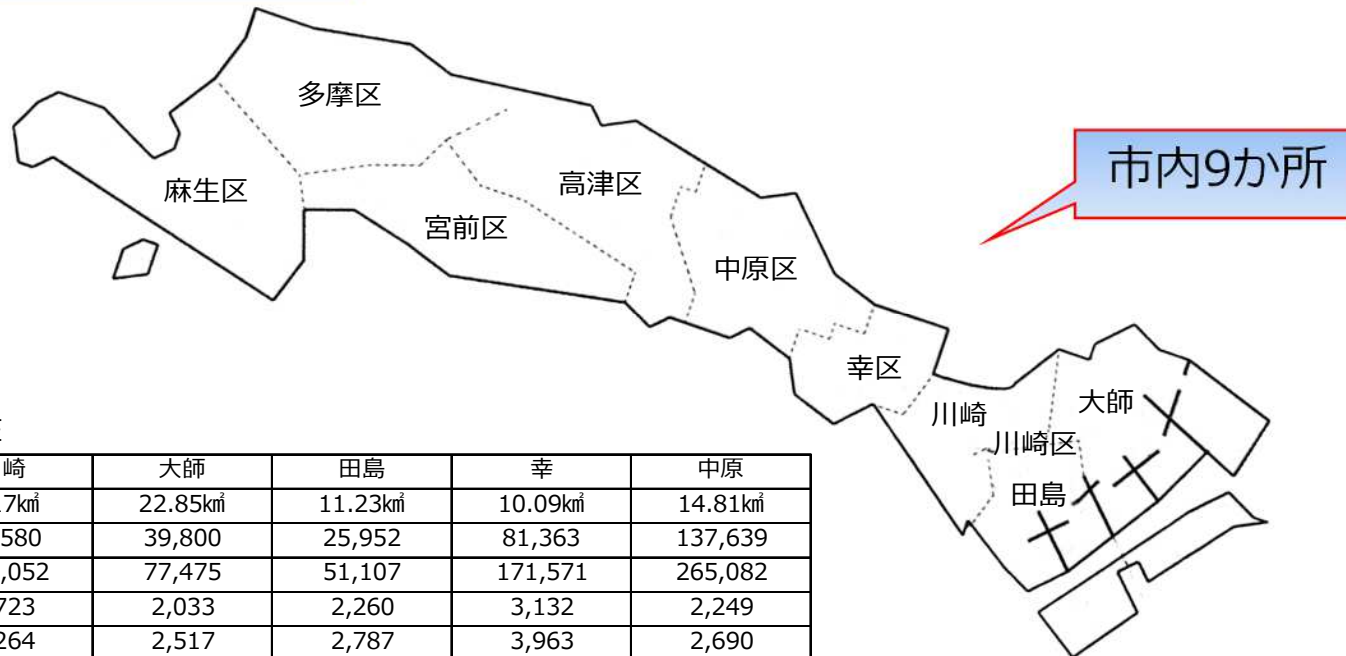
令和4年7月8日

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

担当課長 砂川 康弘

I 川崎市の生活保護の動向

1 市内福祉事務所の状況



令和4年5月1日現在

福祉事務所名	川崎	大師	田島	幸	中原
管内面積	6.17km ²	22.85km ²	11.23km ²	10.09km ²	14.81km ²
管内世帯数	58,580	39,800	25,952	81,363	137,639
管内人口	102,052	77,475	51,107	171,571	265,082
被保護世帯数	3,723	2,033	2,260	3,132	2,249
被保護人員	4,264	2,517	2,787	3,963	2,690
保護率 (%)	4.18	3.25	5.45	2.31	1.01

福祉事務所名	高津	宮前	多摩	麻生	川崎市
管内面積	17.10km ²	18.60km ²	20.39km ²	23.11km ²	144.35km ²
管内世帯数	115,786	104,881	117,528	81,126	762,655
管内人口	234,489	235,057	224,285	181,139	1,542,257
被保護世帯数	2,952	2,660	2,966	1,478	23,453
被保護人員	3,825	3,421	3,593	1,816	28,876
保護率 (%)	1.63	1.46	1.60	1.00	1.87

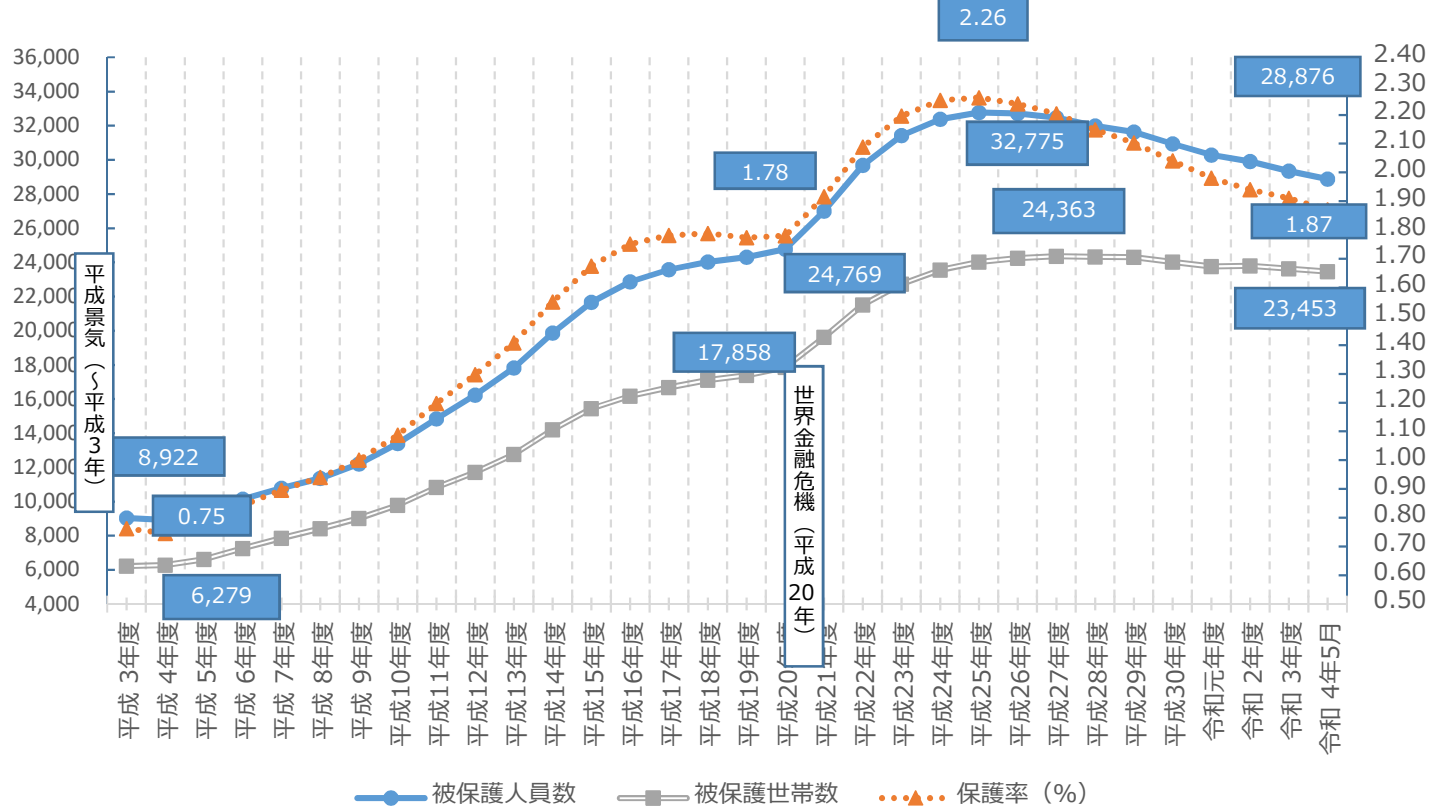
(被保護世帯数、被保護人員及び保護率は、保護停止含む。)

- 令和4年5月現在、本市における被保護人員は約28,900人、被保護世帯数は約23,500世帯
- 保護率については、幸区以南で高く、中原区以北では全国平均と同水準か平均以下となっている。

I 川崎市の生活保護の動向

2 被保護人員等の推移

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

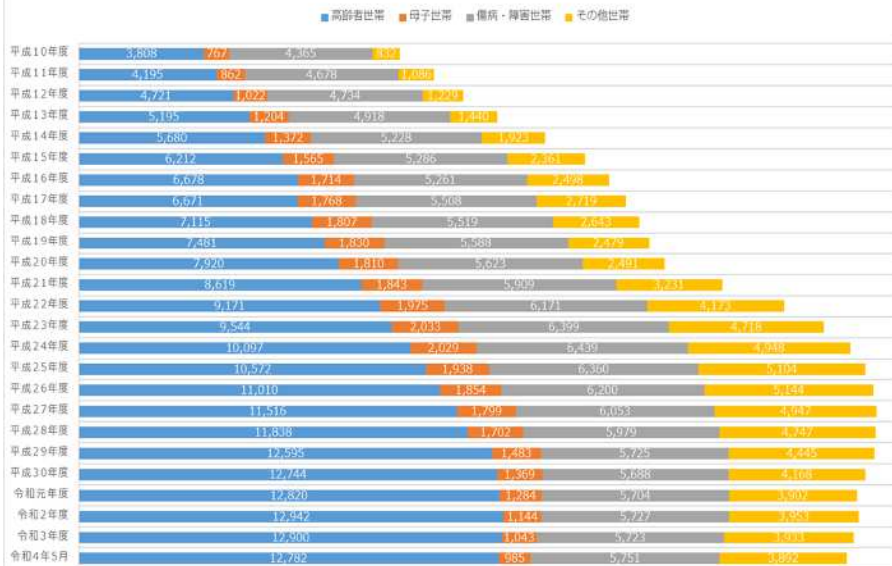


被保護人員等は、平成20年の世界金融危機以降急増したものの、雇用環境の改善等により、被保護人員数は平成25年、被保護世帯数は平成27年をピークに減少傾向で推移している。

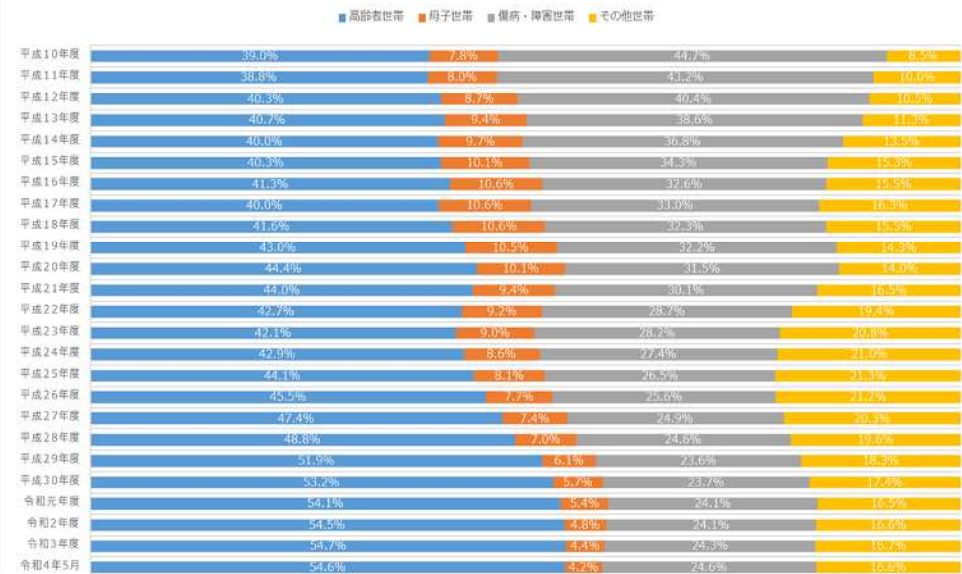
I 川崎市の生活保護の動向

3 世帯類型別割合の推移

世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



世帯類型別の構成割合の推移



世帯類型の定義

- **高齢者世帯** : 男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- **母子世帯** : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- **障害者世帯** : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- **傷病者世帯** : 世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- **その他の世帯** : 上記以外の世帯

○世界金融危機以降、急速な景気悪化の影響を強く受け、失業等により生活に困窮した、いわゆる稼働年齢層である「その他世帯」の割合が大きく上昇
 ○「高齢者世帯」については、継続的に増加傾向となっている。

Ⅱ 事業開始の背景と経緯

1 日常生活自立支援事業について

金銭管理等の支援を必要とする被保護者に対しては、従来、市社会福祉協議会が設置する「あんしんセンター」において、「日常生活自立支援事業」（日生事業）による支援を実施

《目的・概要》

- ◆判断能力が十分でない認知症高齢者、障害者等に対し、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業
- ◆実施主体は各自治体の社会福祉協議会（各区あんしんセンターにおいて窓口・相談・支援業務を実施。）

《支援内容》

- ◆福祉サービスの利用援助・・・福祉サービスについての情報提供、助言、利用手続の援助など
- ◆日常的金銭管理・・・預貯金の払戻し、預入れや公共料金の支払代行など
- ◆書類等預かり・・・預貯金通帳・印鑑・証書等の預かり

《対象者》

- ◆高齢者、障害者等で、日常生活を営むのに必要なサービスの情報の入手や理解、意思表示を本人のみで適切に行うことが困難な者（契約締結能力を有していること。）

●日常生活自立支援事業利用実績

	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	505人	509人	465人	458人	483人
うち被保護者	390人	384人	354人	347人	369人
被保護者の割合	77.2%	75.4%	76.1%	75.8%	76.4%

75%以上が被保護者

Ⅱ 事業開始の背景と経緯

2 被保護者の日生事業利用に係る課題

(1) 利用者

- 利用希望の増加
高齢者世帯やその他世帯の増加により、認知能力が不十分であったり、浪費癖など金銭管理能力に不安がある被保護者が増加

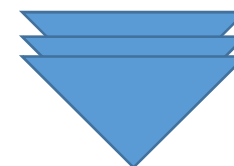
(2) 福祉事務所

- サービス開始までの期間
契約能力判定審査会の審議を経て決定することから、概ね2か月程度の期間が必要であり、迅速な支援開始が困難
- 対象者の審査
利用までつながる割合は相談件数の3割程度と、審査基準が厳格

(3) 社会福祉協議会

- 成年後見支援センターの設置
成年後見制度の利用促進を目的とした「成年後見支援センター」の設置（令和3年7月）
- 人員体制・業務負担
センター設置に伴う人員体制等確保のため、業務負担の大きい被保護者の日生事業利用について見直しが必要

利用者や福祉事務所にとって使いづらい制度となっている一方で、社協にとっては業務負担が課題となっており、事業の見直しが必要



被保護者に対する金銭管理等支援事業を創設

Ⅲ 金銭管理等支援事業の概要

1 事業概要（被保護者金銭管理等支援事業実施要綱）

目的

心身の理由により適切な金銭管理等を行うことができず、支援を行わなければ生活に支障が生じると認められる被保護者に対して、本事業による支援を実施することで、保護基準の範囲内で安定的な社会生活を営み、意欲や能力を向上させることにより、自立を促進することを目的とする。

対象者

- 自立支援プログラムによる金銭管理等支援が必要と福祉事務所長が認める被保護者で、本事業の利用に同意するものの者のうち、次の各号のいずれかに該当する者
- (1) 意思判断能力があるが、金銭管理等に不安がある者
 - (2) 日常生活に必要な金銭の出納や支払いが困難な者
 - (3) 入院中または入所中で、自ら金銭管理等を行うことが困難な者
 - (4) 成年後見人の選定手続き中の者で、成年後見人を選定するまでの間金銭管理等支援が必要と福祉事務所長が認める者
 - (5) その他金銭管理等支援が必要と福祉事務所長が認める者

Ⅲ 金銭管理等支援事業の概要

利用定員

年間450人程度（令和4年度）

支援内容

（1）日常生活費の管理支援

- ①生活保護費等の管理と生活費の計画的支出のための支援
- ②日常生活に必要な預貯金の払出や預入の支援
- ③家賃や公共料金、入院・入所中の方の日用品費等の支払代行
- ④租税公課等の未納金や保護費返還金等に係る納付支援
- ⑤預貯金通帳等の財産預かり

（2）手続支援

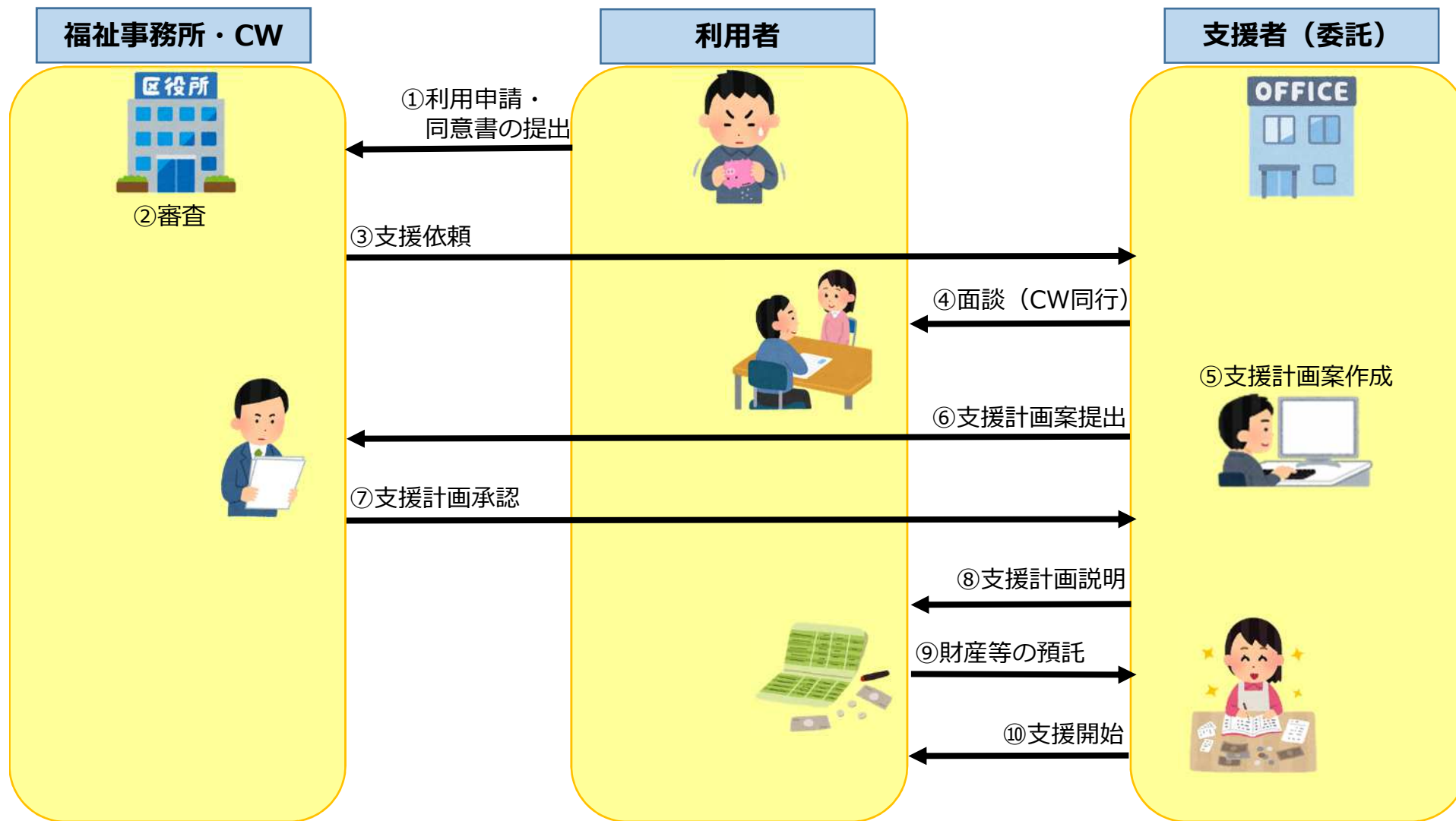
- ①口座開設等の手続き支援
- ②福祉サービス等の情報提供や助言、利用支援

（3）生活安定支援

- ①家計簿管理方法の提案や実施支援
- ②家電製品の買替え等に備えるための貯蓄支援

Ⅲ 金銭管理等支援事業の概要

2 支援開始までの流れ



Ⅲ 金銭管理等支援事業の概要

3 日常生活自立支援事業との違い

- 日常生活自立支援事業
 - ・暮らしの安心をサポート
 - ・生活状況の見守りや成年後見制度への円滑な移行
- 金銭管理等支援事業
 - ・日常生活自立のほか、就労による経済的自立や、社会生活自立を含めた支援
 - ・生活保護自立支援プログラムに基づく、金銭管理支援プログラムとして位置づけ

	日常生活自立支援事業	金銭管理等支援事業
実施主体	各区あんしんセンター (市社会福祉協議会)	川崎市 (委託事業)
支援対象者	生活保護受給者以外	生活保護受給者
支援の内容	福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理 書類等預かり	福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理 書類等預かり 家計簿管理方法の提案・支援 貯蓄支援
利用料金	月額 2,500円	無料

Ⅳ 支援事例

1 S・Yさん（東京都）の事例

（40代／男性／単身世帯）

<背景や支援開始時の状況>

躁うつ病を患っており、通院により体調面はやや安定しているものの、自立に向けた意欲は低く、支援開始時には2か月分の家賃滞納あり。躁状態になると友人と遊興に出かけ、金銭を浪費して生活に困窮している状態。また、銀行口座なども持っておらず、貯蓄もなかった。

<支援内容>

本人と担当CW、支援員の3者による初回面談を実施した際に、債務状況の洗い出しを行い、残金を可視化して金銭管理をしていくために、支援専用の銀行口座を開設。その後、支援計画を作成し、週1回の金銭手渡しと、滞納している家賃の分割による支払代行、日々の支出状況を確認するため、レシート集計による家計簿管理や、家庭訪問を通じての居住環境の確認など、幅広く支援を行った。

最初のうちは、支援員に対する支援計画外の生活費要求などが多く見られたが、継続的に支援を行う中で、少しずつ本人の自立心に訴えかけることで、支援に前向きな姿勢を見せるようになった。

<支援終了に向けて>

家賃については、継続的に滞納分の支払いを行い、半年後に完済したのち、代理納付に移行。また、これまで滞納家賃の支払いに充てていた金額を貯蓄に回すことで、支援終了時には約10万円の貯蓄もでき、段階的に訪問頻度を減らしながら、最終的に支援終了とすることができた。

金銭管理能力が低く、毎週の訪問が必要なケースにおいては、本人の自立心を醸成して過程に時間がかかることが多いが、粘り強く家庭訪問を行うことで信頼関係を構築し、意識の転換にうまくつなげることができた。

Ⅳ 支援事例

2 K・Kさん（川崎市）の事例

（70代／男性／単身世帯）

<背景や支援開始時の状況>

ADL自立。高血圧があるが通院はしていない。年金受給あり。地域包括支援センター職員により定期的な見守りを行っている。最近になって急激に物忘れが増え、生活費を一気に費消するも用途不明など、食べるものにも事欠くようになっており、生活環境が悪化していた。介護保険（要介護2）が入ったばかりで介護保険サービスの利用もこれからといった段階。銀行口座は保有しているが、暗証番号を思い出せず、生活保護費及び年金の引き出しができない。印鑑は紛失し、家賃3か月滞納の状態。

<支援内容>

初回面談後、福祉事務所と連携の上、速やかに暗証番号の再発行手続きと現金の引き出しを行った。ケアマネージャーとも連携しながら、週1回の生活費手渡し。家賃の滞納についても保証会社と連絡を取り、分割での支払いを交渉。

本人が所持金を紛失するなどのアクシデントもあったため、ケアマネージャーの協力を得て、別途予備費を支給するなど、支援日以外でも対応ができる体制を整えた。

<支援終了に向けて>

支援開始直後かなりの困窮状態であり、債務もあったことから、スピーディに対応可能な支援体制の構築に苦慮した。家賃の滞納については、生活の安定を優先して継続した支払ができるよう相談しながら支援している。今後施設に入所し、支援を終結する方向で調整中。

V 課題と今後の取組について

- 金銭管理能力が低く、本事業による支援を要すると考えられるが、本人の理解が得られず利用につながらないケースが多い。どのようにアプローチし、支援につなげていくか、効果的な手法の検討が必要
- 支援開始前に本人と面談の上支援計画を作成し、丁寧な説明を行っているものの、本人の理解力不足などにより、支援内容などに関してトラブルとなる場合がある。CWと連携を図りながら、必要に応じてケアマネ等関係者にも協力を求めながら、組織的な対応を図っていく必要がある。
- 金銭管理支援の範囲を超えた対応を求められるケースについて（債務整理の支援、家計改善に向けた支援、就労支援へのつなぎなど）どこまで対応していくか、対応できない場合にどういった取扱いとすべきか、整理が必要
- 潜在的には現在の利用定員以上のニーズがあるが、予算（国庫補助率1/2）などの理由から、利用定員の大幅な増員が難しい状況にある。被保護者の自立に向けた効果的な取組として、補助率の見直しなどを求めている。